



平成30年3月16日、福島地方裁判所郡山支部で、ふるさとを返せ！津島原発訴訟第12回口頭弁論期日が行われました。また、弁護団と原告団による第12回裁判集会が行われました。

第12回口頭弁論期日の報告

弁護士 飯塚 皓

弁護士の飯塚皓（いいつかひかり）です。弁護団通信には2回目の登場になります。平成30年3月16日に津島原発訴訟の第12回の口頭弁論期日がありましたので、そのご報告をさせていただきます！

当日は、原告三瓶専次郎さんの意見陳述、原告鳴原トミイさんの意見陳述があり、そのあと、白井剣弁護士、澤藤大河弁護士、嶋田久夫弁護士、私の合計4名の弁護士が準備書面の弁論を行いました。

原告2名の意見陳述では、三瓶専次郎さんは津島の伝統芸能「田植踊り」とふるさと津島に対する熱い思いを、鳴原トミイさんは、酪農家としての辛さと汚染された牛乳を子供たちに飲ませてしまった苦悩を涙ながらに裁判官に訴えていました。裁判官もお二人の顔を見ながらしっかりと受け止めているように見えました。

4名の弁護士の弁論は、すべて原発事故の法的責任についての国の反論に対する再度の反論の準備書面の説明ついでのものでした。津島の訴訟では、我々も国・東電も毎回何十ページにもわたる書面を裁判所に提出します。ときには1通の書面で100ページを超えることもあります。そんな準備書面を一人数分でかいつまんで説明するのが弁護士の弁論です。私も久しぶりに担当しましたが、何度も推敲を重ねても「わかりやすく」伝えることは難しいものです。



そして、法廷での口頭弁論期日が終わると、そのあとは、双方の代理人の弁護士と裁判官は、別室の会議室で、「進行協議期日」という会議を行います。進行協議期日は毎回の法廷での口頭弁論期日の後に開かれており、津島訴訟の進め方などについて、話し合いをします。

前回の進行協議期日では、主に、現地検証をどうするのか、津島訴訟全体としての今後のスケジュールについて意見交換がなされました。

まず、現地検証については、担当裁判官は津島の現地を見に行きたいとして、現地検証を行うという方向ですが、本年夏頃の実施は難しいということで、秋ごろに実施したいとの話になっています。ただ、どこをどう見て回るのか、当日のスケジュールはどうするのかなど、まだまだ検討課題はたくさんあります。



そして、訴訟全体のスケジュールとしては、主張のやりとりを終えた後、専門家の証人や原告のみなさんの証人尋問を行い、双方の主張の集大成である最終準備書面を提出し、その後裁判官が判決を書くこととなりますが、判決に辿り着くまでに2年では難しく3年程度かかるのではないかと感じになっています。

弁護団としては、なるべく早く判決に持ち込みたいですが、原告みなさまの思いをしっかりと裁判所に届けなければならないというジレンマに苛まれています。皆様と協同して弁護団一同頑張っていく所存です。

第12回裁判集会の報告

弁護士 菊間 龍一



第12回裁判集会は、郡山市民文化センターで行われました。まず、広田弁護士より、3月22日に福島地裁いわき支部で言い渡される避難者訴訟や全国の原発被害者訴訟の状況の説明がありました。次に、「浪江まち物語つたえ隊」による、原発事故により被害者を救助できなかった消防団の無念さを伝える紙芝居が上演されました。また、私からは、東電役員刑事裁判を題材に、全国の原発訴訟で何が争点として争われているかを説明しました。その後、口頭弁論期日を終えた鳴原トミイさんと三瓶専次郎さんに、法廷での意見陳述を再度行ってもらいました。

「浪江まち物語つたえ隊」の紙芝居は、非常に印象に残るものでした。3.11の大規模な地震と津波は、多くの被害者を出しました。その中でも、消防団は諦めることなく、一人でも多くの人命を救助しようと、寝る間も惜しんで尽力していました。そして、おそらくさらに多くの方々が彼らの救助を求めています。しかし、原発事故が発生し、避難指示が出たことから、目の前で助けを求める被害者を救助することを許されないまま、彼らはその場を後にすることを余儀なくされました。原発事故さえなければ、もっと多くの人命を救助することができたのに。紙芝居のタイトルとなっている「無念」さは、計り知れないものだったことがひしひしと伝わってきました。



全国の原発被害者訴訟では、昨年3月の前橋判決に続き、各地で判決が言い渡されはじめています。責任論と損害論と区別してみると、責任論では、千葉地裁が国の責任を否定したことは悔しい結果だったものの、前橋、福島、京都、東京の各地裁は、国・東京電力が原発事故を回避するための適切な措置を講じなかった法的責任を認めました。また、損害論では、すべての裁判所が、いわゆる中間指針による賠償では避難者に生じた損害を償いきれないことを断じてきました。これらの先行訴訟の成果は、後発である津島訴訟でも十分に活かしていこうと考えています。

これからは、総論の法的な主張を終え、裁判所による現地検証、専門家証人の尋問、原告本人尋問と、後半戦を迎えることとなります。特に、我々が取り戻そうとしているふるさとがどのようなものなのか、それを奪われた被害の実相が



どのようなものなのか、それを語るができるのは原告の皆さまに外なりません。各世帯の陳述書の作成、代表世帯の本人尋問と、原告の皆さまと弁護団で協力して、この訴訟を戦い抜きましょう。

原告のことば～原告意見陳述の一部をご紹介します～

原告 三瓶 専次郎さん

津島には、300年以上前から伝わる「田植踊り」という伝統芸能があります。1972年、県の重要無形文化財に指定され、津島の4つの集落で、毎年2月に披露していました。20名を超える踊り手たちが、鉢巻き姿などになって、田植えや稲刈りの様子を演じながら、お囃子にあわせ輪になって踊り、豊作や一家の幸せを祈って、2日かけて津島の家々をまわるのです。



私は18歳の時から田植踊りをはじめました。先輩から芸を習い、体で覚えてきました。いまでも笛や太鼓の音色を聞けば、自然と体が動きます。私たちの年代で、踊りを習う人たちはたくさんいました。先輩たちの舞姿が格好よかったです。そして何より、みんなが集まり、わいわい騒ぐのが楽しかった。

新婚さんがいれば、その家に行って踊り、そこにみんなが集まってお祝い。子どもが生まれたと聞けば、またその家に行って踊り、みんなが集まってお祝い。農作業がうまくいかなかった家があれば、豊作を祈って踊り、みんなが集まって手伝いに行く。新しく津島に移ってきた人がいれば、一家が地域に溶け込むことを祈って踊り、歓迎する。

ほかにも津島には、「神楽」という伝統芸能があります。ひょっとこが獅子にいたずらし、足をかまれて大慌て。家中、笑いに包まれる。

これが毎年の恒例行事でした。原発事故が起きるまでは。

田植踊りや神楽は民俗芸能のひとつですが、それだけではありません。「ふるさとそのもの」なのです。



私たちは、日ごろから互いに協力しあい、苦勞を乗り越えて一つのことを成し遂げ、絆を深めてきました。こうして助け合いの心も育ってきました。ご先祖様も、田植踊りや神楽をとおして絆を深め、みんなで苦勞を乗り越えてきたのだと思います。みんなが助け合いながら生きてきた、絆の深い我が津島。

こうした民俗芸能を失うことは、ふるさとそのものを失うことと同じなのです。

いま、私たちはふるさと津島に戻れません。みんな生きるのに必死です。本当なら、こういうときこそ田植踊りや神楽を踊り、みんなが助け合いたい。

この7年間で、話もできず、顔を見ることもなく、さよならも言えないまま、多くの人と死に別れました。田植踊りも踊れない日々がつづきました。

でも、やっぱり私は田植踊りが好きなんです。自分たちの代で終わらせたくない。

こうした思いから今年の1月、田植踊りを映像で記録し、次の世代に残すため、久し

ぶりに田植踊りを披露しました。参加してくれた人たちには感謝の気持ちでいっぱいです。

裁判官のみなさま、私たちが津島に帰してください。ご先祖様が眠る津島で、また毎年のように田植踊りをして、みんなで助け合いながら生きていきたいのです。おねがいます。

原告 嶋原 トミイさん

震災発生直後は16頭の乳牛の面倒をみながら、浪江中心部からの避難者の支援をしていました。3月21日、隣近所の人々が徐々にいなくなり、加えて、川俣町山木屋地区の乳牛に放射能の反応が出たことで、夫もこれ以上ここで牛の世話を続けることは無理と判断し、お墓参りをすませ二本松へ避難することにしました。藁と乾草は餌箱にあふれるようにして、牛の頭が見えないほどに積み上げ、牛舎の戸締りをし、子牛がどの牛の乳でも飲める様に放し、何とか自分達が戻ってくるまで生きてほしいと願って出発しました。二本松市の東和体育館に避難して2日目になるとじっとしていられず、夫だけ牛の様子を見に家に戻りました。帰ってきた夫の話では、餌は空っぽで、その分フンは多量で牛の腹もドロドロ汚れて、乳も出なくなっていたそうです。餌は十分あったので、私たちは、その後毎日、牛の世話に通うことに決めました。牛のお産も有り、朝9時から午後3時頃までは津島の家で生活を送っていました。4月末に50km以上離れたあだたら体育館に移動してもその生活に変わりはありませんでした。



しかし、5月末には放射能の影響でやむを得ず、泣く泣く牛たちを人手に渡しました。ただ、当時の混乱のなかで、お腹に赤ちゃんを抱えた一頭だけが東電の事故のせいで、同じ酪農家の牛舎で殺処分となってしまいました。無事、お産が出来たかとたずねても皆知らないとの返事でした。本当に悔しい！当時の混乱のなかでは、生きる望みを絶たれ、理由も、罪もなく殺されてしまった牛が事故後どれだけいたのか、それを思うと本当につらいのです。牛の中には殺処分の際に一度の薬ではきかず、死んでたまるかと大きな目でうったえる牛もいたと後で夫に聞かされました。殺処分に立ち会いをしていない私がこんなに苦しいのに、数十頭の殺処分に立ち会った私以外の家族や関係者の心情を思うと、いまだにその場の状況を聞くことができません。伝染病にやられた時でも、丹精込めて育てた牛の死を受け入れるのに時間がかかることなのに、放射能という勝手にまき散らされた物質のためにこのようなことになるのは、なんと悲しいことでしょう。

私は今まで牛の話も他の事も人に話すことはありませんでした。どう仕様もない現状に耐え続ける日々です。牛を守る方法の選択も遅れ、持ち続けてきた夢も希望も全部無くしてしまいました。今、残されているのは裁判所の良識ある判断です。公正なる判決のほど、よろしく願いいたします。



【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子